

平成29年度第1回 芦屋市美術品収集委員会 会議要旨

日 時	平成30年3月1日(木) 13:30~15:00
場 所	芦屋市立美術博物館
出席者	委員長 越智 裕二郎 委員長代理 中井 康之 委 員 平井 章一 委 員 飯尾 由貴子 委 員 川原 智夏 事務局 福岡教育長 茶嶋生涯学習課長 竹村生涯学習課係長 石田生涯学習課課員 森位生涯学習課課員 芦屋市立美術博物館 副館長 石井 茂 学芸員 清水 和彦 学芸員 大槻 晃実
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 審議内容に非公開情報(個人に関する情報)が含まれているため。

議題

- (1) 会議の公開について
- (2) 収蔵美術品の審議について

内容

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 委嘱状及び任命状交付
- 4 委員紹介
- 5 会議の成立

委員定数5人中、5人の委員が出席しており芦屋市美術品収集委員会規則第4条

第2項により会議は成立した。

6 委員長，委員長代理の選出

(1) 委員長の選出

芦屋市美術品収集委員会規則第3条に基づき，委員の互選により，越智委員が委員長に選出された。

(2) 委員長代理の選出

芦屋市美術品収集委員会規則第3条第3項に基づき，委員長の指名により，中井委員が委員長代理に選出された。

7 審議内容

(1) 会議の公開について

(越智委員長)

初めに，この委員会について公開または非公開とするかについてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

芦屋市の附属機関は条例や規則で公開することができないと規定されているもの以外は，芦屋市情報公開条例第19条の規定に基づき公開が原則となっています。

非公開とすることができる場合は，非公開情報（個人情報等）が含まれる場合や，公開することにより公正または円滑な審議ができない場合に限られます。

(越智委員長)

本日の委員会は，審議内容の中に作品の寄贈者の個人に関する情報が含まれていますので非公開としたいと思いますが，ご異議ございませんでしょうか。

<異議なし>

それでは，議事録については，個人情報について十分ご留意のほどお願いします。

(2) 収蔵美術品の審議について

(越智委員長)

それでは，事務局より説明をお願いします。

(事務局)

今回審議していただく作品は，これまでに美術博物館に寄託された作品です。このたび，所有者に寄託の継続について意思確認を行いましたところ，これを機会に寄贈したいと申し出のあった作品を今回審議いただきたいことで，この委員会を開催させていただいたものです。

それでは，引き続き，各作品の説明につきましては，学芸員から説明をいたし

ます。

- ◆美術博物館 2 階展示室で作品を見ながら学芸員より説明を受けた後，審議。
- ◆審議の結果，事務局提案作品を全て収蔵することに決定。

(越智委員長)

本日は，これで委員会は終了します。

(3) 閉会

以 上